

南相馬市監査委員公表第7号

地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の指定管理者監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成22年11月30日

南相馬市監査委員 佐藤 俊美

南相馬市監査委員 郡 俊彦

公の施設の指定管理者監査結果

1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

2 監査の期間

平成22年10月19日～平成22年11月29日

3 対面監査の実施日

平成22年11月17日

4 監査の対象

公の施設	指定管理者	関係所管課
サンライフ南相馬 南相馬市労働福祉会館	NPO法人はらまちクラブ	商工労政課

5 監査の範囲

平成21年度に係る事務事業

6 監査の方法

指定管理者の公の施設の管理に係る指定管理業務が、条例及び協定書等の内容に沿って、適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、市の所管課に対しては、指定管理者に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼をおき、協定書、関係諸帳簿及び指定管理者における諸帳票を調査するとともに、関係職員、団体責任者等からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を行った。

7 監査の結果

施設の目的達成に必要な管理運営については、概ね適正に執行されていると認められたが、協定書どおりに執行されていないなど、一部に留意事項が認められたので、適正に事務処理されたい。また、指定管理者制度の趣旨を十分理解し、効果的、効率的な運営に努められたい。なお、軽微な注意又は改善を要する事項については、監査時に口頭で指示した。

1. サンライフ南相馬及び南相馬市労働福祉会館

1. 指定管理者の名称

NPO法人はらまちクラブ

2. 指定期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

3. 指定管理料（平成21年度）

サンライフ南相馬 13,000,000円
南相馬市労働福祉会館 900,000円

4. 収支決算の状況（平成21年度）

【サンライフ南相馬】

収 入

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
指 定 管 理 料	13,000,000	13,000,000	0	
利 用 料 金	5,500,000	4,637,300	△ 862,700	
事 業 収 入	2,000,000	2,240,120	240,120	
そ の 他	0	182,049	182,049	
合 計	20,500,000	20,059,469	△ 440,531	

支 出

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	残 額	備 考
人 件 費	10,320,000	8,930,446	1,389,554	
需 用 費	5,630,000	5,559,296	70,704	
消 耗 品 費	550,000	1,164,283	△ 614,283	
燃 料 費	1,030,000	691,030	338,970	
印 刷 製 本 費	200,000	153,300	46,700	
光 熱 水 費	3,350,000	3,211,358	138,642	
修 繕 費	500,000	339,325	160,675	
役 務 費	300,000	508,782	△ 208,782	
委 託 料	1,830,000	1,586,930	243,070	
使 用 料 及 び 賃 借 料	250,000	210,727	39,273	
備 品 購 入 費	300,000	681,820	△ 381,820	
事 業 費	800,000	1,151,889	△ 351,889	
保 険 料	20,000	30,950	△ 10,950	
租 税 公 課 費	200,000	1,146,600	△ 946,600	
会 議 費 及 び 研 修 費	0	100,872	△ 100,872	
雑 費	0	36,000	△ 36,000	
合 計	19,650,000	19,944,312	△ 294,312	

【南相馬市労働福祉会館】

収 入

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
指 定 管 理 料	900,000	900,000	0	
利 用 料 金	750,000	569,000	△ 181,000	
事 業 収 入	150,000	0	△ 150,000	
合 計	1,800,000	1,469,000	△ 331,000	

支 出

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	残 額	備 考
需 用 費	1,105,000	916,065	188,935	
消 耗 品 費	50,000	22,422	27,578	
燃 料 費	25,000	22,741	2,259	
印 刷 製 本 費	50,000	0	50,000	
光 熱 水 費	930,000	870,902	59,098	
修 繕 費	50,000	0	50,000	
委 託 料	500,000	434,700	65,300	
使 用 料 及 び 賃 借 料	15,000	13,918	1,082	
事 業 費	50,000	0	50,000	
保 険 料	3,000	0	3,000	
合 計	1,673,000	1,364,683	308,317	

5. 留意事項

- ①協定書第 6 条第 2 項に利用料金の決定及び改定については事前に承諾を得るとあり、第 17 条には管理業務の一部を委託する場合は承諾を得ることとなっているが、どちらも口頭のみでの承諾となっているため、文書により承諾を得るべきである。
- ②条例及び施行規則に減免についての規定はされているが、市民の平等な利用を確保するためにも、指定管理者と担当所管課で十分協議のうえ、減免規定に係る減免基準を設定されたい。
- ③協定書第 3 条に指定管理者が管理する施設の対象については、市が財産台帳を提示し、それに基づいて管理することとなっているが、提示されていないので、適正な管理を行うためにも早急に提示されたい。
- ④利用料金受領の際の領収書には連続番号を付すなどして、慎重な取扱いをされたい。
- ⑤人件費等、伝票での処理がされていないものがあり、支出する際の決裁が明確になっていないので、適切な事務処理をされたい。